

福岡県公報

平成20年2月13日
第 2 7 8 4 号

目 次

告 示 (第214号—第229号)

| | | |
|----------------------------|--------------|---------|
| 公共測量の終了 | (土木管理課) | 1 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定 | (砂 防 課) | 2 |
| 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 | (水産振興課) | 2 |
| 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 | (出納事務局出納総務課) | 2 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | 2 |
| 県営土地改良事業計画の変更決定 | (農地計画課) | 3 |
| 道路の供用の開始 | (道路維持課) | 3 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | 3 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | 3 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | 4 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | 4 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | 5 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | 5 |
| 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) | 5 |

| | | |
|-------------------------------------|---------------|---------|
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | 6 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 6 |
| 公 告 | | |
| 競争入札の参加者の資格等 | (総務事務センター) | 6 |
| 一般競争入札の実施 | (総務事務センター) | 8 |
| 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (教育庁高校教育課) |10 |
| 建設業の許可の取消し | (建築指導課) |11 |
| 公安委員会 | | |
| 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (警察本部生活環境課) |11 |
| 遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定 | (警察本部会計課) |11 |
| 警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施 | (警察本部生活安全総務課) |12 |
| 正 誤 | | |
| 開発行為に関する工事の完了 (平成20年2月福岡県告示第156号) 中 | | |
| 正誤 | |13 |

告 示

福岡県告示第214号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量 (道路区域確定)
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実 施 地 域 | 終 了 年 月 日 |
|------------|-------------|
| 北九州市八幡西区北部 | 平成19年12月26日 |

福岡県告示第215号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 下高野
- 2 区域の所在地 田川郡香春町大字高野
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から4号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と4号とを結んだ線に囲まれた区域

| 郡 | 町 | 大字 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
|----|----|----|----|--------|--------|
| 田川 | 香春 | 高野 | 砂尾 | 909番2 | 1号及び2号 |
| | | | | 911番1 | 3号 |
| | | | | 909番53 | 4号 |

福岡県告示第216号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

| 住所 | 氏名 | 区域 (漁業共済の加入区の名称) | 区分 |
|----|----|---------------------|----|
| | | | |

| | | | |
|-------------|--------------|---|--------------|
| 福津市西福間 " | 田畑利治 田畑政義 | 宗像漁業協同組合の地区のうち 旧福間漁業協同組合の地区 (福間加入区) | 小型船び き網漁業 |
|-------------|--------------|---|--------------|

福岡県告示第217号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

| 新旧事項 | 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名 | 売りさばき所 | 変更年月日 |
|------|-----------|------------------------|---------------|------------|
| 新事項 | 225 | 柳川市三橋町蒲船津85-1 荒木 重次 | 柳川市三橋町蒲船津85-1 | 平成20年1月19日 |
| 旧事項 | | 柳川市三橋町蒲船津85-2 荒木 重次 | 柳川市三橋町蒲船津85-2 | |

福岡県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--------|-------|-------|-------|-----------------------------|-----------------|--------------|
| 飯塚 | 県道 | 飯塚直方線 | 前 | 飯塚市新立岩20番先から 同市新立岩3番1先まで | 2.3 ~ 7.0 | 159.0 |

| | | | | | |
|--|------|--|-----------------------------|-----------------|-------|
| | 自転車道 | | 飯塚市新立岩20番先から 同市新立岩3番1先まで | 2.3 ~ 7.0 | 159.0 |
|--|------|--|-----------------------------|-----------------|-------|

福岡県告示第219号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|------------------------------|------------------------------|-------|
| 県営下小山田地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し | 平成20年2月13日から 平成20年3月12日まで | 築上町役場 |

福岡県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年2月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|--------|--------|---------------------------------|
| 久留米小郡 | 久留米小郡線 | 小郡市福童3309番5先から 同市福童3335番3先まで |

福岡県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--------|-------|-------|-------|---------------------------------------|-------------------|--------------|
| 柳川 | 県道 | 八瀬女高線 | 前 | 筑後市大字津島1022番8先 から 同市大字津島820番先まで | 11.2 ~ 14.5 | 189.0 |
| | | | 後 | 同上 | 15.0 ~ 17.0 | 189.0 |

福岡県告示第222号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス平島店

(2) 所在地 福岡県久留米市津福本町字平嶋1003番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

東側市道への出入り口については、事故防止のため、路面表示・標識・反射鏡設置が必要と考えられるので、十分検討のうえ対処すること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

24時間稼働の冷凍冷蔵庫室外機が、住居から距離のある建物屋上部ではあるものの、住居に面した方向で設置され、またキュービクルも住居に近い方向で設置されるので、住民から苦情が出ることはないよう、防音対策について十分検討し、周辺の生活環境の保全に努め、苦情が出た際には誠実に対応すること。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

福岡県福祉のまちづくり条例による特定まちづくり施設の届出を行うこと。

(要望)

久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っていませんので、分別を徹底し、リサイクルをお願いします。

また、平成19年6月に「レジ袋削減宣言」を行い、レジ袋削減に向けた取り組みを行っています。貴店舗でも、レジ袋削減や簡易包装の推進にご協力をお願いします。

福岡県告示第223号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 明治屋食品ジャンボ市 久留米店

(2) 所在地 福岡県久留米市東合川五丁目1番3号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

(要望)

久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っていませんので、分別を徹底し、リサイクルをお願いします。

また、平成19年6月に「レジ袋削減宣言」を行い、レジ袋削減に向けた取り組みを行っています。貴店舗でも、レジ袋削減や簡易包装の推進にご協力をお願いします。

福岡県告示第224号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニーすわの町店

(2) 所在地 福岡県久留米市諏訪野町1903番地21 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

(要望)

久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っていませんので、分別を徹底し、リサイクルをお願いします。

また、平成19年6月に「レジ袋削減宣言」を行い、レジ袋削減に向けた取り組みを行っています。貴店舗でも、レジ袋削減や簡易包装の推進にご協力をお願いします。

福岡県告示第225号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 明治屋食品 ジャンボ市 久留米店
- (2) 所在地 福岡県久留米市東合川五丁目1番3号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

(要望)

久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っておりませんので、分別を徹底し、リサイクルをお願いします。

また、平成19年6月に「レジ袋削減宣言」を行い、レジ袋削減に向けた取り組みを行っています。貴店舗でも、レジ袋削減や簡易包装の推進にご協力をお願いします。

福岡県告示第226号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 みいまちショッピングタウン
- (2) 所在地 福岡県久留米市御井町字大銃場2233番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

(要望)

久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っておりませんので、分別を徹底し、リサイクルをお願いします。

また、平成19年6月に「レジ袋削減宣言」を行い、レジ袋削減に向けた取り組みを行っています。貴店舗でも、レジ袋削減や簡易包装の推進にご協力をお願いします。

福岡県告示第227号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 久留米南ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県久留米市大善寺町宮本456

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

(要望)

久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑

制と分別の徹底に取り組んでいます。リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っておりませんので、分別を徹底し、リサイクルをお願いします。

また、平成19年6月に「レジ袋削減宣言」を行い、レジ袋削減に向けた取り組みを行っています。貴店舗でも、レジ袋削減や簡易包装の推進にご協力をお願いします。

福岡県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------|-------|---------------|-------|---|-------------------|---------------|
| 福岡 | 県道 | 猪野線 | 前 | 糟屋郡久山町大字猪野1001番2先から 糟屋郡久山町大字猪野715番1先まで | 5.6 ~ 15.0 | 410.0 |
| | | | 後 | 糟屋郡久山町大字猪野1001番2先から 糟屋郡久山町大字猪野715番1先まで | 5.6 ~ 15.0 | |
| | | | 後 | 糟屋郡久山町大字猪野1001番2先から 糟屋郡久山町大字猪野715番1先まで | 10.0 ~ 19.0 | 480.0 |
| 那珂 | 県道 | 基山停車場 平等寺線 | 前 | 筑紫野市大字山口807番先から 筑紫野市大字山口2番1先まで | 7.0 ~ 22.0 | 640.0 |

| | | | | | |
|--|-----|---|-----------------------------------|------------------|-------|
| | 筑紫野 | 後 | 筑紫野市大字山口807番先から 筑紫野市大字山口2番1先まで | 7.0 ~ 22.0 | 640.0 |
|--|-----|---|-----------------------------------|------------------|-------|

福岡県告示第229号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川郡川崎町大字田原字浅香154 - 9から154 - 17まで、154 - 19から154 - 33まで、154 - 35、154 - 36、154 - 38から154 - 43まで及び156 - 5、字皿山159 - 5から159 - 10まで、字前城ノ越160 - 1から160 - 8まで、字城ノ越161 - 3から161 - 7まで、162 - 6、162 - 7、172 - 4から172 - 19まで及び174 - 1から174 - 4まで、字天狗腰175 - 4から175 - 8まで、字海老老ヶ迫179 - 9、180 - 1から180 - 7まで、181 - 4、181 - 5、181 - 8から181 - 12まで、182 - 3から182 - 7まで及び182 - 10から182 - 12まで、字平原口185 - 2、186 - 7から186 - 20まで、188 - 7、190 - 1及び190 - 3、字舞台235 - 8から235 - 18まで並びに字松ヶ迫236 - 4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡川崎町大字田原789番地2

川崎町長 手嶋 秀昭

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
漁業取締船「しんぷう」及び「つくし」用免税軽油等の単価契約
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加できない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
 - (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 障害者雇用状況
 - キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の方法
次の書類を知事に提出するものとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
 - ク 営業概要表（様式第5号）
 - ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

タ 返信用封筒（290円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション

イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成20年3月11日（火）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

漁業取締船「しんぷう」及び「つくし」用免税軽油等の単価契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成20年3月11日（火）までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年3月21日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

| 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|-----|----|
| 08 | 01 | 石油 | AA |

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成20年2月13日（水）から平成20年3月21日（金）までの県の休日を除く毎日午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明会

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階

福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時

平成20年2月27日（水）午前10時00分

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター

(2) 受領期限

平成20年3月21日（金）午後5時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階

福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時

平成20年3月24日（月）午前11時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあってはそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（の税込金額）に年間発注予定数を乗じた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（の税込金額）に年間発注予定数を乗じた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額に年間発注予定数を乗じた額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額に年間発注予定数を乗じた額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Contract matter
The contract to purchase light oil at unit-praice.
- (2) Deadline for Tender
5:00 PM on March 21, 2008
- (3) Contact point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで「技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則（平

成2年福岡県教育委員会規則第9号)」の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県教育庁教育振興部高校教育課に備え置きます。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成20年2月13日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成20年2月13日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成20年1月31日

2 処分を受けた者の商号等

| 商号 | 主たる営業所の所在地 | 代表者の氏名 | 許可番号 |
|------|--------------|--------|--|
| 大樹実業 | 嘉麻市下白井1080-1 | 坂口 邦義 | 平成17年8月17日 福岡県知事許可（般-17） 第78540号 |

3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

大樹実業の代表者は、刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）の罪を犯したことにより、罰金30万円の略式命令を受け、平成19年9月7日に刑が確定していることが判明した。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公 告

福岡県公安委員会告示第39号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続をしないで、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）に定める営業停止等について、処分基準の一部改正を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

平成20年2月13日

福岡県公安委員会

1 意見を募集しなかった理由

本改正は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成18年法律第17号）の制定に伴うものであり、改正の内容が、行手条例第37条第4項第8号に規定する、他の法令の制定又は廃止に伴い当然必要とされる規定の整理に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 処分基準改正の日

平成20年1月31日

3 概要等

概要、関連資料等については、福岡県警察ホームページ (<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>) に掲載するほか、生活環境課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第41号

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

平成20年2月13日

福岡県公安委員会

| 氏名又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 | 施設の名称 | 所在地 |
|---------------------------------|--------------------------|----------------|-----------------------|--------------------------|
| 福岡ソフトバンク ホークスマーケ ティング株式会社 | 福岡市中央区地 行浜二丁目2番 2号 | 代表取締役 笠井 和彦 | 福岡Yahoo! JA PANドーム | 福岡市中央区地 行浜二丁目2番 2号 |
| 久留米市長 江藤 守國 | 久留米市城南町 15 - 3 | 久留米市長 江藤 守國 | 久留米市庁舎 | 久留米市城南町 15 - 3 |

福岡県公安委員会告示第42号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成20年2月13日

福岡県公安委員会

1 検定合格者審査の実施日、時間及び場所

平成19年度第5回検定合格者審査

| 審査日 | 時間 | 場所 |
|---------------|-------------------|-------------------------------------|
| 平成20年3月17日（月） | 午前10時から午後 3時まで | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

2 検定合格者審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

3 定員

30名

4 検定合格者審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定するものを除く。

- (1) 福岡県内に住所を有すること。

- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

5 検定合格者審査の方法

審査は、学科試験（5枝択一式10問）及び実技試験により行い、それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。

なお、学科試験の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験とも合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

7 審査申請手続及び受付期間

(1) 受付期間

平成20年2月14日（木）から平成20年2月29日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後6時までの間

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通
- (イ) 住居地を疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉
- (エ) 旧合格証の写し

イ 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通
- (イ) 当該営業所に所属することを疎明する書面
- (ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉
- (エ) 旧合格証の写し

ウ 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

(ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉

(ウ) 旧合格証の写し

(3) 申請方法

ア 審査を希望する者は、福岡県警察警備員教育センター（受付専用電話093（381）2627）に事前申込みを行い、受付番号を取得する。

受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めて3日以内（県の休日を除く。）に住所地（審査申請者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、7(2)に掲げる必要書類並びに審査手数料を添えて提出すること。

ウ 審査申請は、原則として審査申請者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを

得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、審査申請者本人の委任状を持参すること。

(4) 審査手数料

各種別（級）ともに、4,700円

審査手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、納付した審査手数料については、申請の取消し及び審査を受けなかった場合でも返還しない。

8 その他

(1) 審査当日には、筆記用具、旧合格証及び動きやすい服装を必ず持参（貸与ロッカーあり。）すること。

(2) 検定合格者審査に関する問い合わせは、午前9時から午後6時（県の休日を除く。）まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

正 誤

| 発行年月日 | 公報番号 | 種類 | 同上番号 | ページ | 欄 | | 行 | 備考 | 正 | 誤 |
|--------|------|----|------|-----|---|---|-------|----|--------|-------|
| | | | | | 上 | 下 | | | | |
| 20・2・1 | 2780 | 告示 | 156 | 3 | | | 後ろから9 | | 安佐南区緑井 | 安佐南緑井 |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています